

議案参考資料（新旧対照）

（議案第 95 号～第 101 号・第 103 号～第 107 号・第 115 号）

川越市議会第 5 回定例会

令和 7 年 1 月 2 日開会

議案参考資料目次

議案第 95号	アナログ規制を見直すための関係条例の整備等に関する条例を定めることについて	1
議案第 96号	川越市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	11
議案第 97号	川越市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて	19
議案第 98号	特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて	40
議案第 99号	川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて	44
議案第100号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて	45
議案第101号	川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて	48
議案第103号	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて	50
議案第104号	川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて	51
議案第105号	川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	56
議案第106号	川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	60
議案第107号	川越市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて	64
議案第115号	川越地区消防組合規約の変更について	65

議案第95号参考資料

アナログ規制を見直すための関係条例の整備等に関する条例新旧対照

改	正	案	現	行
第1条 川越市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正				
川越市財政状況の公表に関する条例			川越市財政事情の作成及び公表に関する条例	
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政に関する事項の公表（以下「財政状況の公表」という。）			第1条 地方自治法 第243条の3第1項の規定により市長の作成する財政に関する所要事項を説明する文書（以下これを「財政事情」という。）の作成及び公表	第243条の3第1項の規定による財政事情の作成及び公表
_____に關しては、この条例の定めるところによる。			_____に關しては、この条例の定めるところによる。	
第2条 財政状況の公表は、毎年6月1日及び12月1日にこれを行うものとする。			第2条 財政事情の公表は、毎年6月1日及び12月1日にこれを行うものとする。	
天災その他やむを得ない事故により、前項の期日に財政状況の公表をすることができないときは、市長は、別に期日を定め、同時にその理由をも公表するものとする。			天災その他已むを得ない事故に因り、前項の期日に財政事情を公表することができないときは、市長は、別に期日を定め、同時にその理由をも公表するものとする。	
前項の期日は、少なくとも事故のやんだときから1箇月以内としなければならない。			前項の期日は、すくなくとも事故の止んだときから1ヶ月以内においてこれをなさなければならない。	
第3条 財政状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとし、当該事項のうち、6月1日に行うものにあつては前年10月1日から3月31日までの期間に係るものを、12月1日に行うものにあつては4月1日から9月30日までの期間に係るものを対象とする。			第3条 前条第1項の規定により、6月1日に公表する財政事情においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を記載するもの	
(1) 岁入歳出予算の執行状況				とする。
(2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高			(1) 市長の財政方針	
(3) 略			(2) 予算に対する収入及び支出の概況	
			(3) 住民の負担の状況	
			(4) 公営事業の経理の概況	
			(5) 財産、公債及び一時借入金の現在高	
			(6) 略	

第4条 財政状況の公表は、川越市公告式条例（昭和25年条例第29号） 第2条第2項の規定の例によりこれを行う。

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表の手続に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

第2条 川越市公告式条例の一部改正

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布する旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を含む。以下この項において同じ。）をしなければならない。市長に事故がある場合は、その代理者が署名をするものとする。

2 条例の公布は、市のウェブサイトに公布の対象となる事項を掲載することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、川越市役所前の掲示板に掲示して行うことができる。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則について準用する。

前条第1項の規定により、12月1日に公表する財政事情においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度決算の概況を明かにするものとする。

第4条 財政事情の公表は、掲示

によりこれを行う。

第5条 市住民は、公表の日から3箇月間は財政事情の閲覧を請求することができる。

前項の請求があつたときは、市長は、市役所において直ちにこれを閲覧せしめなければならない。

第6条 この条例に定めるもの外、財政事情の作成及び公表の手続に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

(この条例の目的)

第1条 地方自治法 第16条第4項、第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布する旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければ

ならない。市長に故障ある場合は、其の代理者が署名するものとする。

2 条例の公布は、市役所前の掲示板に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布し、
又は 公表する旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければ
ならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則及び傍聴規則 その他市の機関の定める規則で公表を要するもの (別に定めのあるものを除く。) について準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するもの(前項の規則及び別に定めのあるものを除く。)について準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則若しくは第4条第1項の規程又は市の機関の定める前条第1項の規則若しくは同条第2項の規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。

第3条 川越市税条例の一部改正

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を川越市公告式条例（昭和25年条例第29号）に規

(規程の公表)

第4条 規則を除く外、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表する旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印をおさなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。但し、第2条 中「市長」とあるのは「当該 機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関の代表者印」と読み替えるものとする。

第6条 規則又は市_____の機関の定める_____規則若しくは_____規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、_____

定する掲示板に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。

第4条 川越市下水道条例の一部改正

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有する者（次条において「排水設備工事責任技術者」という。）を選任している業者として管理者が指定したもの（同条において「指定下水道工事店」という。）でなければ行つてはならない。

第5条 川越市監査委員条例の一部改正

(公表)

第12条 監査に関する公表は、川越市公告式条例（昭和25年条例第29号）第2条第2項の規定の例により_____行う。

第6条 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正

(遵守義務)

第29条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を事務所若しくは事業所（以下この号において「事務所等」という。）の見やすい場所に掲示し、又は許可証に記載された事項（以下この号において「許可事項」という。）を事務所等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとるとともに、当該一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が管理するウェブサイトを有する場合にあっては、当該ウェブサイトに許可事項を掲載すること。

(2)及び(3) 略

定する掲示場に掲示して行う

ものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有する者（以下_____「排水設備工事責任技術者」という。）が専属する_____業者として管理者が指定したもの（以下_____「指定下水道工事店」という。）でなければ行つてはならない。

(公表)

第12条 監査に関する公表は、川越市公告式条例（昭和25年条例第29号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示して行う。

(遵守義務)

第29条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。

(2)及び(3) 略

第7条 川越市行政手続条例の一部改正

(聴聞の通知の方式)

第15条 1及び2 略

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法

_____によって行
うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、
第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事
項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示
事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧するこ
ができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所
の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面
に表示したもの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつ
て行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経
過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知
が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人
を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 1及び2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は

(聴聞の通知の方式)

第15条 1及び2 略

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲
げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも
その者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによつ
て行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過した
ときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知
が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人
を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 1及び2 略

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は

参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき」であるのは「_____とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

（申請に関連する行政指導）

第31条 申請_____の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

2 略

第8条 川越市屋外広告物条例の一部改正

第13条 削除

参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた_____日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号_____及び第4号」とあるのは「同条第3号_____」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

（申請に関連する行政指導）

第31条 申請（法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）に基づくものを含む。以下この条において同じ。）の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

2 略

（許可の表示）

第13条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る屋外広告物又は掲出物件に規則で定める許可の証票を張り付けておかなければならぬ。ただし、規則で定める許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

2 前項の許可の証票又は押印は、許可の期限を明示したものでなければならぬ

(屋外広告物又は掲出物件を保管した場合の告示)

第21条 1 略

(保管した屋外広告物又は掲出物件の売却)

第22条 市長は、法第8条第1項の規定により保管した屋外広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前条の規定による告示の日から次の各号に掲げる屋外広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該屋外広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、次項に定めるところにより評価した当該屋外広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該屋外広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1)～(3) 略

2及び3 略

い。

(屋外広告物又は掲出物件を保管した場合の告示等)

第21条 1 略

2 市長は、前項の規定による告示を行うとともに、保管した屋外広告物又は掲出物件の一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(保管した屋外広告物又は掲出物件の売却)

第22条 市長は、法第8条第1項の規定により保管した屋外広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前条第1項の規定による告示の日から次の各号に掲げる屋外広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該屋外広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、次項に定めるところにより評価した当該屋外広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該屋外広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1)～(3) 略

2及び3 略

第9条 川越市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、川越市公告式条例（昭和25年条例第29号）

第2条第2項の規定の例により行う。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 川越市公告式条例（昭和25年条例第29号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示する方法
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

第10条 川越市都市公園条例の一部改正

(工作物等を保管した場合の公示の方法等)

(工作物等を保管した場合の公示の方法等)

第12条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示し、又は市のウェブサイトに掲載すること。
- (2) 前号の掲示又は掲載に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示又は掲載の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示又は掲載の要旨を告示すること。

2 略

第11条 川越市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、市の執行機関等が定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

2及び3 略

4 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって市の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

第12条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示_____に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示_____の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示_____の要旨を告示すること。

2 略

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、_____電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう_____。）を使用して行わせることができる。

2及び3 略

4 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、_____

_____氏名又は名称を明らかにする措置であって市の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として市の執行機関等が定める場合には、市の執行機関等が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、市の執行機関等が定める電子情報処理組織

_____を使用して行うことができる。

2～4 略

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として市の執行機関等が定める場合には、市の執行機関等が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（添付書面等の省略）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、_____電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2～4 略

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の市の執行機関等が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ市の執行機関等が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第9条及び第10条 略

第8条及び第9条 略

議案第96号参考資料

川越市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行																
(個人番号の利用範囲)			(個人番号の利用範囲)																	
第4条 1～3 略			第4条 1～3 略																	
<u>4 市の機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能をいう。別表第1及び別表第3において同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（別表第2及び別表第3において「住登外者宛名関係情報」という。）であって当該市の機関が保有するものを利用することができる。</u>																				
<u>5 略</u>			<u>4 略</u>																	
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 略</td><td></td></tr> <tr> <td>5 市長</td><td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>6及び7 略</td><td></td></tr> <tr> <td>8 教育委員会</td><td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> </tbody> </table>	市の機関	事務	1～4 略		5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	6及び7 略		8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの			<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 略</td><td></td></tr> <tr> <td>5及び6 略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	市の機関	事務	1～4 略		5及び6 略		
市の機関	事務																			
1～4 略																				
5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの																			
6及び7 略																				
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの																			
市の機関	事務																			
1～4 略																				
5及び6 略																				
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td><td>児童福祉法（昭和22）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	市の機関	事務	特定個人情報	1 市長	児童福祉法（昭和22）				<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td><td>児童福祉法（昭和22）</td><td>児童福祉法による児童及びその家庭に</td></tr> </tbody> </table>	市の機関	事務	特定個人情報	1 市長	児童福祉法（昭和22）	児童福祉法による児童及びその家庭に					
市の機関	事務	特定個人情報																		
1 市長	児童福祉法（昭和22）																			
市の機関	事務	特定個人情報																		
1 市長	児童福祉法（昭和22）	児童福祉法による児童及びその家庭に																		

	<p>年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>_____ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報又は生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に準じて行う措置に関する情報(以下「外国人生活保護実施関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>		<p>年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>についての調査及び判定、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって</p> <p>_____ 規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置</p>	2 市長	<p>外国人生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法による保護の実施に準じて行う措置に関する情報(6の項において「外国人生活保護実施関係情報」という。)であって規則で定</p>

	<u>又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>		<u>めるもの</u>
3 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下この項及び <u>8の項</u> において同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による <u>保険料の徴収に関する情報（8の項において「介護保険料関係情報」という。）又は外国人生活保護実施関係情報</u> であって規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による <u>保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（6の項において「介護保険給付関係情報」という。）</u> であって規則で定めるもの
4 略			
5 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>川越市こども医療費支給に関する条例</u> による <u>こども医療費の支給に関する情報（13の項及び15の項において「こども医療費関係情報」という。）</u> 、 <u>川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例</u> による重度心身障害者に対する医療費助成金の支給に関する情報（	<u>川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例</u> による <u>重度心身障害者に対する医療費助成金の支給に関する情報</u>

		1 2 の項及び 1 5 の項において「重度心身障害者医療費助成金関係情報」という。) 又は川越市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報 (1 2 の項及び 1 3 の項において「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。) であって規則で定めるもの	
6 市長	知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの	であって規則で定めるもの
7 市長	老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの	
8 市長	高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) による精神	
6 市長	高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴	障害者関係情報	

	収に関する事務であつて規則で定めるもの	<p><u>障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報</u>（以下「障害者関係情報」という。）、 生活保護法による保護の実施に関する情報（外国人生活保護実施関係情報を含む。以下「生活保護実施関係情報」という。）、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は<u>介護保険料関係情報</u>であつて規則で定めるもの</p>		収に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>_____、 生活保護法による保護の実施に関する情報（外国人生活保護実施関係情報を含む。以下「生活保護実施関係情報」という。）、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は<u>介護保険料関係情報</u>であつて規則で定めるもの</p>
9 市長	<p><u>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</u></p>	<p><u>外国人生活保護実施関係情報であつて規則で定めるもの</u></p>			
10 略				7 略	
11 市長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する事務</p>	<p><u>児童福祉法による障害児相談支援に関する情報又は外国人生活保護実施関係情報</u>であつて規則で定めるもの</p>		<p>8 市長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律_____による自立支援給付の支給に関する事務</p>	<p><u>児童福祉法による障害児通所支援又は障害児相談支援に関する情報</u>_____であつて規則で定めるもの</p>

	であって規則で定めるもの			であって規則で定めるもの	
12 市長	川越市こども医療費支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護実施関係情報、 <u>国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報</u> （次項及び <u>15の項</u> において「国民健康保険給付関係情報」という。）、 <u>重度心身障害者医療費助成金関係情報</u> 、 <u>ひとり親家庭等医療費関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名関係情報</u> であって規則で定めるもの		9 市長	川越市こども医療費支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者に対する医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護実施関係情報、地方税関係情報、国民健康保険給付関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報（ <u>15の項</u> において「後期高齢者医療給付関係情報」という。）、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u> 、 <u>こども医療費関係情報</u> 、 <u>ひとり親家庭等医療費関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名関係情報</u> であって規則で定めるもの		10 市長	川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者に対する医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	川越市在宅心身障害者手当支給条例による在宅心身障害者手当の支給に関する事務であつ	障害者関係情報、 <u>生活保護実施関係情報</u> 又は <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの		11 市長	川越市在宅心身障害者手当支給条例による在宅心身障害者手当の支給に関する事務であつ

	て規則で定めるもの	
15 市長	川越市ひとり親家庭等 医療費支給条例による ひとり親家庭等医療費 の支給に関する事務で あって規則で定めるも の	障害者関係情報、生活保護実施関係情 報、地方税関係情報、国民健康保険給 付関係情報、児童扶養手当法（昭和3 6年法律第238号）による児童扶養 手当の支給に関する情報（別表第3に おいて「児童扶養手当関係情報」とい う。）、後期高齢者医療給付関係情 報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情 報</u> 、 <u>こども医療費関係情報</u> 、 <u>重度心身 障害者医療費助成金関係情報</u> 又は <u>住登 外者宛名関係情報</u> であって規則で定め るもの
16 教育 委員会	就学援助の実施に関す る事務であって規則で 定めるもの	住登外者宛名関係情報であって規則で 定めるもの
17 教育 委員会	川越市学童保育室条例 による保育の実施に関 する事務であって規則 で定めるもの	就学援助の実施に関する情報又は住登 外者宛名関係情報であって規則で定め るもの

別表第3（第5条関係）

情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
1 市 長	<u>住登外者宛名番号管 理機能による住登外 者情報の管理に関 する事務であって規</u>	教育委 員会	<u>住登外者宛名関係情報であって規則 で定めるもの</u>

	て規則で定めるもの	
12 市長	川越市ひとり親家庭等 医療費支給条例による ひとり親家庭等医療費 の支給に関する事務で あって規則で定めるも の	障害者関係情報、生活保護実施関係情 報、地方税関係情報、国民健康保険給 付関係情報、児童扶養手当法（昭和3 6年法律第238号）による児童扶養 手当の支給に関する情報（別表第3に おいて「児童扶養手当関係情報」とい う。）、後期高齢者医療給付関係情 報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情 報</u> 、 <u>こども医療費関係情報</u> 、 <u>重度心身 障害者医療費助成金関係情報</u> 又は <u>住登 外者宛名関係情報</u> であって規則で定め るもの
13 教育 委員会	川越市学童保育室条例 による保育の実施に関 する事務であって規則 で定めるもの	就学援助の実施に関する情報 であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報

	則で定めるもの		
<u>2及び3 略</u>			
4 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理に関する事務</u> <u>で定めるもの</u>	市長	<u>住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの</u>

1及び2 略

議案第97号参考資料

川越市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行
第1条 川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正				
			(宿日直手当)	
第11条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき市規則で定める手当額を支給する。ただし、その額は、 <u>4,700円</u> を超えないものとする。			第11条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき市規則で定める手当額を支給する。ただし、その額は、 <u>4,400円</u> を超えないものとする。	
2 略			2 略	
(期末手当)			(期末手当)	
第16条 1 略			第16条 1 略	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。			2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	
(1)～(4) 略			(1)～(4) 略	
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の72.5</u> 」とする。			3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の70</u> 」とする。	
4～6 略			4～6 略	
(勤勉手当)			(勤勉手当)	
第17条 1 略			第17条 1 略	
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。			2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。	
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職			(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職	

員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
定年前再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
短時	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
間勤務	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
員以外の職員	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
定年前再任用	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
短時	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
間勤務	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
員以外の職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
定年前再任用	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
短時	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
間勤務	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
員以外の職員	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
定年前再任用	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
短時	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
間勤務	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
員以外の職員	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
定年前再任用	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
短時	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
間勤務	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
員以外の職員	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
定年前再任用	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
短時	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
間勤務	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
員以外の職員	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
定年前再任用	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
短時	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
間勤務	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		

員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
定年前再任用	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
短時	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
間勤務	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
員以外の職員	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
定年前再任用	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
短時	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
間勤務	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
員以外の職員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
定年前再任用	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
短時	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
間勤務	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
員以外の職員	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
定年前再任用	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
短時	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
間勤務	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
員以外の職員	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
定年前再任用	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
短時	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
間勤務	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
員以外の職員	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
定年前再任用	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
短時	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
間勤務	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
員以外の職員	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
定年前再任用	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
短時	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
間勤務	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		

28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900								28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600								29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400								30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800								31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500								32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000								33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400								34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800								35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200								36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600								37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900								38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200								39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500								40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800								41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100								42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400								43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700								44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000								45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100									46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400									47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700									48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900									49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200									50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400									51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700									52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900									53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200									54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500									55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800									56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000									57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300									58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600									59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800									60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000									61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300									62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600									63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800									64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000									65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300									66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600									67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800									68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000									69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300									70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600									71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	

72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800						72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000						73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300							74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600							75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800							76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000							77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300							78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600							79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800							80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000							81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300							82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600							83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800							84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000							85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	266,200	305,800	355,700									86	256,000	297,100	346,000				
87	266,500	306,100	356,100									87	256,300	297,400	346,400				
88	266,800	306,400	356,500									88	256,600	297,700	346,800				
89	267,100	306,700	356,700									89	256,900	298,000	347,000				
90	267,400	307,000	357,100									90	257,200	298,300	347,400				
91	267,700	307,300	357,500									91	257,500	298,600	347,800				
92	268,000	307,600	357,900									92	257,800	299,000	348,200				
93	268,300	307,800	358,100									93	258,100	299,200	348,400				
94	308,000	358,400										94	299,400	348,800					
95	308,300	358,800										95	299,700	349,200					
96	308,700	359,100										96	300,100	349,500					
97	308,900	359,400										97	300,300	349,800					
98	309,200	359,800										98	300,600	350,200					
99	309,500	360,200										99	301,000	350,600					
100	309,900	360,600										100	301,400	351,000					
101	310,100	361,100										101	301,600	351,500					
102	310,400	361,500										102	301,900	351,900					
103	310,700	361,900										103	302,200	352,300					
104	311,000	362,300										104	302,500	352,700					
105	311,200	362,800										105	302,700	353,200					
106	311,500	363,200										106	303,000	353,600					
107	311,800	363,500										107	303,300	353,900					
108	312,100	363,800										108	303,600	354,200					
109	312,300	364,200										109	303,800	354,700					
110	312,600											110	304,200						
111	313,000											111	304,600						
112	313,300											112	304,900						
113	313,500											113	305,100						
114	313,700											114	305,300						
115	314,000											115	305,600						

116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額								
	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	円 462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医 療 職 級 料 表 (一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円
前再	1	305,600	415,600	470,300	566,200
任用	2	307,900	418,300	472,300	572,300
短時	3	310,200	420,900	474,200	577,400
間勤	4	312,400	423,300	476,100	582,100
務職員以	5	314,500	425,600	477,500	586,400
外の職員	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	

	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医 療 職 級 給 料 表 (一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円
前再	1	291,400	400,300	455,100	549,800
任用	2	293,700	403,000	457,100	555,900
短時	3	296,000	405,600	459,000	561,200
間勤	4	298,200	408,100	460,900	566,100
務職員以	5	300,300	410,500	462,300	570,500
外の職員	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	

21	368, 500	451, 100	506, 400					21	354, 000	436, 500	491, 500
22	371, 600	452, 600	508, 100					22	357, 100	438, 000	493, 200
23	374, 700	454, 000	509, 900					23	360, 200	439, 500	495, 000
24	377, 700	455, 400	511, 700					24	363, 200	440, 900	496, 800
25	380, 800	456, 800	513, 300					25	366, 200	442, 300	498, 400
26	383, 100	458, 200	515, 100					26	368, 500	443, 700	500, 200
27	385, 400	459, 500	516, 900					27	370, 800	445, 100	502, 000
28	387, 600	460, 900	518, 400					28	373, 000	446, 500	503, 600
29	389, 500	462, 300	519, 800					29	374, 900	447, 900	505, 000
30	391, 200	463, 600	521, 500					30	376, 600	449, 300	506, 700
31	392, 900	465, 000	523, 300					31	378, 300	450, 700	508, 500
32	394, 700	466, 400	525, 000					32	380, 100	452, 100	510, 200
33	396, 400	467, 700	526, 500					33	381, 900	453, 500	511, 700
34	398, 200	469, 100	527, 800					34	383, 700	454, 900	513, 000
35	399, 800	470, 400	529, 100					35	385, 300	456, 300	514, 300
36	401, 100	471, 800	530, 400					36	386, 700	457, 700	515, 600
37	402, 500	473, 200	531, 400					37	388, 100	459, 100	516, 600
38	403, 900	474, 900	532, 700					38	389, 600	460, 800	517, 900
39	405, 300	476, 500	534, 000					39	391, 100	462, 400	519, 200
40	406, 700	478, 000	535, 300					40	392, 600	464, 000	520, 500
41	408, 200	479, 600	536, 300					41	394, 100	465, 600	521, 500
42	408, 900	480, 800	537, 100					42	394, 800	466, 800	522, 300
43	409, 500	481, 900	537, 900					43	395, 400	468, 000	523, 100
44	410, 100	483, 000	538, 700					44	396, 100	469, 100	523, 900
45	410, 900	484, 000	539, 600					45	397, 000	470, 100	524, 800
46	411, 500	484, 900	540, 400					46	397, 600	471, 100	525, 600
47	412, 100	485, 800	541, 200					47	398, 200	472, 000	526, 400
48	412, 600	486, 600	541, 900					48	398, 800	472, 800	527, 100
49	413, 100	487, 300	542, 700					49	399, 400	473, 500	527, 900
50	413, 500	488, 000	543, 500					50	399, 900	474, 200	528, 700
51	414, 000	488, 700	544, 200					51	400, 400	474, 900	529, 400
52	414, 400	489, 300	545, 100					52	400, 900	475, 500	530, 300
53	414, 800	489, 900	546, 000					53	401, 400	476, 200	531, 200
54	415, 100	490, 600	546, 800					54	401, 800	476, 900	532, 000
55	415, 400	491, 200	547, 700					55	402, 200	477, 500	532, 900
56	415, 800	491, 800	548, 600					56	402, 600	478, 100	533, 800
57	416, 100	492, 100	549, 400					57	403, 000	478, 400	534, 600
58	416, 500	492, 700	550, 200					58	403, 400	479, 000	535, 500
59	416, 800	493, 300	551, 000					59	403, 800	479, 700	536, 400
60	417, 200	494, 000	551, 700					60	404, 200	480, 400	537, 100
61	417, 600	494, 400	552, 500					61	404, 600	480, 800	537, 900
62	417, 900	495, 000	553, 400					62	405, 000	481, 400	538, 800
63	418, 200	495, 700	554, 300					63	405, 400	482, 100	539, 700
64	418, 500	496, 400	555, 200					64	405, 800	482, 800	540, 600

		418,800	496,800	556,000				
65		497,400	556,900					
66		498,000	557,800					
67		498,500	558,700					
68		499,000	559,500					
69		499,500	560,400					
70		500,000	561,300					
71		500,500	562,200					
72		500,900	563,000					
73		501,400						
74		501,800						
75		502,200						
76		502,700						
77		503,300						
78		503,800						
79		504,200						
80		504,700						
81		505,300						
82		505,900						
83		506,400						
84		506,900						
85								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額				
	円	円	円	円				
	312,900	356,500	412,800	488,500				

備考 この表は、医師及び歯科医師で市規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表 (二)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号 級	給料月額						
定年 前再 任用	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
短時 間勤 務職 員以 外の 職員	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500

		406,100	483,200	541,400				
65		483,800	542,300					
66		484,400	543,200					
67		484,900	544,100					
68		485,400	544,900					
69		485,900	545,800					
70		486,400	546,700					
71		486,900	547,600					
72		487,300	548,400					
73		487,800	548,200					
74		488,200	548,000					
75		488,700						
76		489,200						
77		489,800						
78		490,400						
79		490,800						
80		491,300						
81		491,900						
82		492,500						
83		493,000						
84		493,500						
85								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額				
	円	円	円	円				
	301,700	344,400	399,500	473,300				

備考 この表は、医師及び歯科医師で市規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表 (二)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号 級	給料月額						
定年 前再 任用	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
短時 間勤 務職 員以 外の 職員	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200

9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900				9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200				10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600				11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000				12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400				13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500				14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600				15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800				16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900				17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800				18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700				19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600				20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600				21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200					22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600					23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300					24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800					25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200					26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600					27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000					28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400					29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800					30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100					31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400					32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700					33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000					34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300					35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600					36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900					37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800						38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100						39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400						40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700						41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000						42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300						43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600						44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800						45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100						46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400						47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700						48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900						49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100						50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400						51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700						52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		

53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900						53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600		
54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800							54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000			
55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500							55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700			
56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100							56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300			
57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500							57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700			
58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000							58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200			
59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600							59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800			
60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200							60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400			
61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600							61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800			
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100							62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300			
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600							63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800			
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100							64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300			
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700							65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900			
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200							66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400			
67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800							67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000			
68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400							68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600			
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900							69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100			
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400							70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600			
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800							71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100			
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200							72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600			
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500							73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900			
74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000							74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400			
75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400							75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800			
76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800							76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200			
77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200							77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600			
78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700								78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900				
79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900								79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100				
80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200								80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400				
81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700								81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900				
82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000								82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200				
83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300								83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500				
84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600								84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800				
85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000								85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200				
86	267, 000	341, 100	362, 300									86	294, 100	331, 700	352, 500					
87	267, 300	341, 400	362, 600									87	294, 300	332, 000	352, 800					
88	267, 600	341, 700	362, 900									88	294, 500	332, 300	353, 100					
89	303, 800	342, 000	363, 300									89	294, 900	332, 600	353, 500					
90	304, 000	342, 200	363, 600									90	295, 100	332, 800	353, 800					
91	304, 200	342, 600	363, 800									91	295, 300	333, 200	354, 100					
92	304, 400	342, 900	364, 100									92	295, 500	333, 500	354, 400					
93	304, 800	343, 100	364, 400									93	295, 900	333, 700	354, 700					
94	305, 000	343, 400	364, 800									94	296, 100	334, 000	355, 100					
95	305, 200	343, 700	365, 200									95	296, 300	334, 300	355, 500					
96	305, 500	343, 900	365, 600									96	296, 600	334, 600	355, 900					

97		305,800	344,100	366,100				
98		306,000	344,400	366,500				
99		306,200	344,700	366,900				
100		306,500	344,900	367,300				
101		306,800	345,100	367,800				
102		307,000	345,300					
103		307,200	345,700					
104		307,500	345,900					
105		307,800	346,100					
106			346,400					
107			346,800					
108			347,200					
109			347,400					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400	447,600

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で市規則で定めるものに適用する。

第2条 川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(期末手当)

第16条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。

4 ~ 6 略

(勤勉手当)

第17条 1 略

97		296,900	334,800	356,400					
98		297,100	335,100	356,800					
99		297,300	335,400	357,200					
100		297,600	335,600	357,600					
101		297,900	335,800	358,100					
102		298,100	336,000						
103		298,300	336,400						
104		298,600	336,600						
105		298,900	336,800						
106			337,200						
107			337,600						
108			338,000						
109			338,200						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400	

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で市規則で定めるものに適用する。

(期末手当)

第16条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。

4 ~ 6 略

(勤勉手当)

第17条 1 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 略

第3条 川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

別表第1（第2条関係）

種類	支給区分	報酬額
執行機関～保育園嘱託医 略		
その他の非常勤の特別職	日額 <u>35,700円</u> を超えない範囲内において、規則で定める額	

第4条 川越市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

（給与に関する特例）

第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条及び次条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1（第2条関係）

種類	支給区分	報酬額
執行機関～保育園嘱託医 略		
その他の非常勤の特別職	日額 <u>34,700円</u> を超えない範囲内において、規則で定める額	

（給与に関する特例）

第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条及び次条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円

3	508, 000円
4	574, 000円
5	655, 000円
6	765, 000円

2～4 略

(給与条例の適用除外等)

第7条 1 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の6第1項及び第2項、第16条第2項並びに第17条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の6第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び川越市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条及び次条において単に「職員」という。）」と、同条第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、同号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

第5条 川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

(期末手当)

第9条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

(勤勉手当)

第10条 1 略

3	492, 000円
4	555, 000円
5	634, 000円
6	740, 000円

2～4 略

(給与条例の適用除外等)

第7条 1 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の6第1項及び第2項、第16条第2項並びに第17条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の6第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び川越市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条及び次条において単に「職員」という。）」と、同条第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

(期末手当)

第9条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

(勤勉手当)

第10条 1 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3及び4 略

(期末手当)

第22条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(勤勉手当)

第23条 1 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3及び4 略

別表第1 (第3条関係)

会計年度行政職給料表

職務の級	1級	2級
号 級	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3及び4 略

(期末手当)

第22条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(勤勉手当)

第23条 1 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3及び4 略

別表第1 (第3条関係)

会計年度行政職給料表

職務の級	1級	2級
号 級	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500

9	206, 700	253, 100		9	194, 500	242, 000
10	208, 400	254, 300		10	196, 200	243, 400
11	210, 000	255, 600		11	197, 800	244, 800
12	211, 600	256, 900		12	199, 400	246, 200
13	213, 100	258, 100		13	201, 000	247, 400
14	214, 800	259, 300		14	202, 700	248, 600
15	216, 500	260, 500		15	204, 400	249, 800
16	218, 200	261, 700		16	206, 100	251, 000
17	219, 400	262, 800		17	207, 400	252, 100
18	221, 000	263, 900		18	209, 000	253, 200
19	222, 600	265, 000		19	210, 600	254, 300
20	224, 100	266, 100		20	212, 100	255, 400
21	225, 600	267, 000		21	213, 600	256, 400
22	227, 200	268, 000		22	215, 200	257, 400
23	228, 800	269, 000		23	216, 800	258, 400
24	230, 400	270, 000		24	218, 400	259, 400
25	232, 000	271, 000		25	220, 000	260, 400
26	233, 700	271, 900		26	221, 700	261, 300
27	235, 000	272, 700		27	223, 000	262, 200
28	236, 300	273, 600		28	224, 300	263, 100
29	237, 600	274, 400		29	225, 600	263, 900
30	238, 700	275, 200		30	226, 700	264, 700
31	239, 800	276, 000		31	227, 800	265, 500
32	240, 900	276, 700		32	228, 900	266, 300
33	242, 000	277, 400		33	230, 000	267, 000
34	242, 900	278, 200		34	231, 100	267, 800
35	243, 800	279, 000		35	232, 200	268, 600
36	244, 800	279, 600		36	233, 300	269, 300
37	245, 800	280, 300		37	234, 400	270, 000
38	246, 700	281, 100		38	235, 400	270, 800
39	247, 600	281, 800		39	236, 400	271, 600
40	248, 400	282, 500		40	237, 300	272, 300
41	249, 200	283, 200		41	238, 200	273, 000
42	249, 900	283, 900		42	239, 100	273, 800
43	250, 500	284, 600		43	239, 900	274, 600
44	251, 100	285, 300		44	240, 700	275, 300
45	251, 800	286, 000		45	241, 400	276, 000
46	252, 400	286, 600		46	242, 000	276, 700
47	253, 000	287, 300		47	242, 600	277, 400
48	253, 600	287, 900		48	243, 200	278, 100

49	254, 100	288, 600		49	243, 800	278, 800
50	254, 700	289, 200		50	244, 400	279, 500
51	255, 300	289, 900		51	245, 000	280, 200
52	255, 800	290, 600		52	245, 500	280, 900
53	256, 200	291, 100		53	246, 000	281, 500
54	256, 600	291, 700		54	246, 400	282, 200
55	256, 900	292, 300		55	246, 700	282, 800
56	257, 200	293, 000		56	247, 000	283, 500
57	257, 500	293, 600		57	247, 300	284, 100
58	257, 800	294, 200		58	247, 600	284, 800
59	258, 100	294, 800		59	247, 900	285, 400
60	258, 400	295, 500		60	248, 200	286, 100
61	258, 700	296, 100		61	248, 500	286, 700
62	259, 000	296, 700		62	248, 800	287, 400
63	259, 300	297, 200		63	249, 100	288, 000
64	259, 600	297, 700		64	249, 400	288, 500
65	259, 900	298, 200		65	249, 700	289, 000
66	260, 200	298, 800		66	250, 000	289, 600
67	260, 500	299, 300		67	250, 300	290, 100
68	260, 800	299, 900		68	250, 600	290, 700
69	261, 100	300, 300		69	250, 900	291, 200
70	261, 400	300, 800		70	251, 200	291, 700
71	261, 700	301, 300		71	251, 500	292, 300
72	262, 000	301, 900		72	251, 800	292, 900
73	262, 300	302, 400		73	252, 100	293, 400
74	262, 600	302, 800		74	252, 400	293, 900
75	262, 900	303, 100		75	252, 700	294, 300
76	263, 200	303, 400		76	253, 000	294, 600
77	263, 500	303, 600		77	253, 300	294, 800
78	263, 800	303, 900		78	253, 600	295, 100
79	264, 100	304, 100		79	253, 900	295, 300
80	264, 400	304, 400		80	254, 200	295, 600
81	264, 700	304, 600		81	254, 500	295, 800
82	265, 000	304, 800		82	254, 800	296, 000
83	265, 300	305, 100		83	255, 100	296, 300
84	265, 600	305, 300		84	255, 400	296, 500
85	265, 900	305, 600		85	255, 700	296, 800
86	266, 200	305, 800		86	256, 000	297, 100
87	266, 500	306, 100		87	256, 300	297, 400
88	266, 800	306, 400		88	256, 600	297, 700
89	267, 100	306, 700		89	256, 900	298, 000
90	267, 400	307, 000		90	257, 200	298, 300

91	267,700	307,300		91	257,500	298,600
92	268,000	307,600		92	257,800	299,000
93	268,300	307,800		93	258,100	299,200
94		308,000		94		299,400
95		308,300		95		299,700
96		308,700		96		300,100
97		308,900		97		300,300
98		309,200		98		300,600
99		309,500		99		301,000
100		309,900		100		301,400
101		310,100		101		301,600
102		310,400		102		301,900
103		310,700		103		302,200
104		311,000		104		302,500
105		311,200		105		302,700
106		311,500		106		303,000
107		311,800		107		303,300
108		312,100		108		303,600
109		312,300		109		303,800
110		312,600		110		304,200
111		313,000		111		304,600
112		313,300		112		304,900
113		313,500		113		305,100
114		313,700		114		305,300
115		314,000		115		305,600
116		314,400		116		306,000
117		314,600		117		306,200
118		314,800		118		306,400
119		315,100		119		306,700
120		315,400		120		307,000
121		315,700		121		307,400
122		315,900		122		307,600
123		316,200		123		307,900
124		316,500		124		308,200
125		316,800		125		308,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

会計年度医療職給料表

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

会計年度医療職給料表

職務の級	1級	2級
号 級	給料月額	給料月額
	円	円
1	201,000	239,800
2	203,100	241,100
3	205,200	242,400
4	207,300	243,700
5	209,300	244,900
6	211,300	246,000
7	213,300	247,000
8	215,100	247,900
9	216,900	249,000
10	218,800	250,100
11	220,700	251,200
12	222,800	252,400
13	224,500	253,600
14	226,500	254,800
15	228,700	256,000
16	230,800	257,100
17	232,900	258,100
18	234,000	259,100
19	235,000	260,200
20	236,100	261,200
21	237,200	262,300
22	238,000	263,200
23	238,900	264,000
24	239,700	264,800
25	240,600	265,600
26	241,500	266,400
27	242,400	267,200
28	243,300	268,000
29	244,100	268,700
30	244,900	269,500
31	245,600	270,300
32	246,400	271,100
33	247,100	271,900
34	247,700	272,700
35	248,400	273,300
36	249,100	274,100
37	249,800	275,000
38	250,400	275,800

職務の級	1級	2級
号 級	給料月額	給料月額
	円	円
1	188,600	227,400
2	190,700	228,700
3	192,800	230,000
4	194,900	231,300
5	196,900	232,500
6	198,900	233,600
7	200,900	234,600
8	202,700	235,600
9	204,500	236,700
10	206,400	237,900
11	208,300	239,200
12	210,400	240,500
13	212,100	241,800
14	214,100	243,100
15	216,300	244,400
16	218,400	245,600
17	220,500	246,800
18	221,600	248,000
19	222,700	249,200
20	223,800	250,400
21	224,900	251,500
22	225,800	252,400
23	226,700	253,200
24	227,600	254,000
25	228,500	254,800
26	229,400	255,600
27	230,300	256,400
28	231,200	257,200
29	232,100	258,000
30	233,000	258,800
31	233,900	259,600
32	234,800	260,400
33	235,600	261,200
34	236,400	262,000
35	237,200	262,700
36	238,000	263,500
37	238,800	264,400
38	239,600	265,200

39	251,000	276,600		39	240,400	266,000
40	251,600	277,300		40	241,200	266,800
41	252,200	278,000		41	241,800	267,600
42	252,800	278,800		42	242,400	268,400
43	253,400	279,600		43	243,000	269,200
44	253,900	280,300		44	243,500	270,000
45	254,300	281,000		45	244,000	270,700
46	254,900	281,800		46	244,600	271,500
47	255,300	282,600		47	245,100	272,300
48	255,700	283,300		48	245,500	273,100
49	256,100	284,000		49	245,900	273,800
50	256,600	284,700		50	246,400	274,600
51	257,100	285,300		51	246,900	275,300
52	257,600	286,000		52	247,400	276,000
53	257,900	286,700		53	247,700	276,700
54	258,200	287,300		54	248,000	277,400
55	258,500	288,000		55	248,300	278,100
56	258,800	288,600		56	248,600	278,800
57	259,100	289,300		57	248,900	279,500
58	259,400	290,000		58	249,200	280,200
59	259,700	290,700		59	249,500	280,900
60	260,000	291,300		60	249,800	281,500
61	260,300	291,800		61	250,100	282,100
62	260,600	292,400		62	250,400	282,800
63	260,900	293,100		63	250,700	283,500
64	261,200	293,700		64	251,000	284,100
65	261,500	294,200		65	251,300	284,700
66	261,800	294,800		66	251,600	285,400
67	262,100	295,500		67	251,900	286,100
68	262,400	296,100		68	252,200	286,700
69	262,700	296,700		69	252,500	287,300
70	263,000	297,300		70	252,800	288,000
71	263,300	297,900		71	253,100	288,700
72	263,500	298,500		72	253,300	289,300
73	263,700	299,100		73	253,500	289,900
74	264,000	299,600		74	253,800	290,400
75	264,300	300,000		75	254,100	290,800
76	264,500	300,400		76	254,300	291,200
77	264,700	300,700		77	254,500	291,600
78	265,000	301,000		78	254,800	291,900
79	265,300	301,200		79	255,100	292,200

80	265,500	301,500
81	265,700	301,800
82	266,000	302,000
83	266,300	302,300
84	266,500	302,600
85	266,700	302,800
86		303,000
87		303,200
88		303,400
89		303,800
90		304,000
91		304,200
92		304,400
93		304,800
94		305,000
95		305,200
96		305,500
97		305,800
98		306,000
99		306,200
100		306,500
101		306,800
102		307,000
103		307,200
104		307,500
105		307,800

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する栄養士、歯科衛生士、臨床検査技師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

80	255,300	292,500
81	255,500	292,800
82	255,800	293,100
83	256,100	293,400
84	256,300	293,700
85	256,500	293,900
86		294,100
87		294,300
88		294,500
89		294,900
90		295,100
91		295,300
92		295,500
93		295,900
94		296,100
95		296,300
96		296,600
97		296,900
98		297,100
99		297,300
100		297,600
101		297,900
102		298,100
103		298,300
104		298,600
105		298,900

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する栄養士、歯科衛生士、臨床検査技師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

第6条 川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

(期末手当)

第9条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第9条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

(勤勉手当)

第10条 1 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3及び4 略

(報酬)

第12条 1～5 略

6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額に相当する額を同項に規定する時間数で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下この項において「勤務1時間当たりの報酬基本額」という。）及び当該勤務1時間当たりの報酬基本額に100分の8を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額（以下この項において「最低賃金額」という。）に満たない場合における日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該最低賃金額に勤務する日の割り振られた勤務時間を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）とする。

(期末手当)

第22条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(1)～(4) 略

3～5 略

(勤勉手当)

第10条 1 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3及び4 略

(報酬)

第12条 1～5 略

6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額に相当する額を同項に規定する時間数で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下この項において「勤務1時間当たりの報酬基本額」という。）及び当該勤務1時間当たりの報酬基本額に100分の6を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額（以下この項において「最低賃金額」という。）に満たない場合における日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該最低賃金額に勤務する日の割り振られた勤務時間を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）とする。

(期末手当)

第22条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(勤勉手当)

第23条 1 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3及び4 略

(勤勉手当)

第23条 1 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3及び4 略

議案第98号参考資料

特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行
第1条 特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部改正 (期末手当)	第4条 1 略	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。	第4条 1 略 (期末手当)	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。
第2条 特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部改正 (期末手当)	第4条 1 略	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。	第4条 1 略 (期末手当)	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。
第3条 川越市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正 (期末手当)	第5条 1 略		第5条 1 略 (期末手当)	

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、罷免され、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

第4条 川越市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正

（期末手当）

第5条 1 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、罷免され、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

第5条 川越市特別職の秘書の職の指定及び給与等に関する条例の一部改正

（期末手当）

第6条 1 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、辞職し、解職され、又は死亡した日現在）において秘書が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

第6条 川越市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、罷免され、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

（期末手当）

第5条 1 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、罷免され、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

（期末手当）

第6条 1 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、辞職し、解職され、又は死亡した日現在）において秘書が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第5条 1 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

第7条 川越市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

(期末手当)

第5条 1 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

第8条 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

(期末手当)

第3条 1 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗

(期末手当)

第5条 1 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第5条 1 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第3条 1 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗

じて得た額とする。

第9条 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

(期末手当)

第3条 1 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

じて得た額とする。

(期末手当)

第3条 1 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

議案第99号参考資料

川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行
<p>(診療の方針)</p> <p>第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 基準省令第18条第6号の規定により厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第18項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。</p>			<p>(診療の方針)</p> <p>第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 基準省令第18条第6号の規定により厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第17項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。</p>	

議案第100号參考資料

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照

改	正	案	現	行
第1条 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正				
(虐待等の禁止)			(虐待等の禁止)	
<u>第7条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>			<u>第7条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>	
第2条 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正				
(虐待等の禁止)				
<u>第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>				
<u>第3条の3 略</u>			<u>第3条の2 略</u>	
(児童福祉施設基準条例の準用)			(児童福祉施設基準条例の準用)	
第13条 児童福祉施設基準条例第4条、第4条の2第1項、第2項及び第4項、第4条の5、第6条_____、第9条（第4項ただし書を除く。）、第10条、第10条の2、第18条第8号、第19条（後段を除く。）並びに第21条の2の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第13条 児童福祉施設基準条例第4条、第4条の2第1項、第2項及び第4項、第4条の5、第6条、 <u>第7条</u> 、第9条（第4項ただし書を除く。）、第10条、第10条の2、第18条第8号、第19条（後段を除く。）並びに第21条の2の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句
第4条の見出し及び同条第2項～第6条 略			読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句
			第4条の見出し及び同条第2項～第6条 略	読み替える字句
			第7条	入所中の児童
				園児

第9条第1項～第21条の2 略	当該児童	当該園児
2 略	第9条第1項～第21条の2 略	2 略

第3条 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10

第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10

各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第4条 川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児

童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育

・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園

である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項におい

て準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該

教育・保育給付認定子どもたちの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児

童福祉法第33条の10各号

に掲げる行為その他当該

教育・保育給付認定子どもたちの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第5条 川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の1

0第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為

をしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の1

各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為

をしてはならない。

第6条 川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の1

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の1

0第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

0各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

議案第101号参考資料

川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行
---	---	---	---	---

第1条 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 1 略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 及び4 略

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 1 略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断

が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 及び4 略

第2条 川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

(健康管理)

第34条 1 略

(健康管理)

第34条 1 略

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、前項の指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する <u>通所開始時の健康診断</u>
障害児が通学する学校における健康診断	通所する障害児に対する <u>定期の健康診断</u> 又は <u>臨時の健康診断</u>
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する <u>通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

3 略

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が

行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、前項の指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する <u>障害児の通所開始時の健康診断</u>
障害児が通学する学校における健康診断	<u>定期</u> の健康診断 又は <u>臨時の健康診断</u>

3 略

議案第103号参考資料

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行
(母子生活支援施設の長の <u>資格</u>)			(母子生活支援施設の長の <u>資格等</u>)	
第15条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府令」という。）第27条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。			第15条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府令」という。）第27条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	
(1)及び(2) 略			(1)及び(2) 略	
(3) <u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（次条第5号において「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</u>			(3)及び(4) 略	
(4)及び(5) 略			(母子支援員の資格)	
(母子支援員の資格)			第16条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。	
第16条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。			第16条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。	
(1)～(4) 略			(1)～(4) 略	
(5) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u>			(5) 略	
(6) 略			附 則	
附 則			(高等学校の範囲)	
(高等学校の範囲)			3 <u>第16条第6号</u> に規定する学校教育法の規定による高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含むものとする。	
3 <u>第16条第5号</u> に規定する学校教育法の規定による高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含むものとする。				

議案第104号参考資料

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行
(課税額)			(課税額)	
第2条 1 略			第2条 1 略	
2 基礎課税額は、前条第1項に規定する世帯主（以下この条並びに第12条第3項及び第4項において「1項世帯主」という。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>66万円</u> とする。		2 基礎課税額は、前条第1項に規定する世帯主（以下この条並びに第12条第3項及び第4項において「1項世帯主」という。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>65万円</u> とする。		2 基礎課税額は、前条第1項に規定する世帯主（以下この条並びに第12条第3項及び第4項において「1項世帯主」という。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>65万円</u> とする。
3 後期高齢者支援金等課税額は、1項世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>26万円</u> とする。		3 後期高齢者支援金等課税額は、1項世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。		3 後期高齢者支援金等課税額は、1項世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。
4及び5 略		4及び5 略		4及び5 略
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)		(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)		(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.33</u> を乗じて算定する。		第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.25</u> を乗じて算定する。		第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.25</u> を乗じて算定する。
2 略		2 略		2 略
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)		(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)		(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)
第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人につ		第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人につ		第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人につ

いて4万4,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.73を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について1万6,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額)

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.27を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額)

第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万6,300円とする。

(国民健康保険税の減額)

第20条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して

いて3万6,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.7を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について1万4,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額)

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額)

第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万5,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第20条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して

同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。)1人について3万1,430円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。)1人について1万1,550円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について1万1,410円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た

同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。)1人について2万5,410円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。)1人について9,870円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について1万500円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た

金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について2万2,450円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について8,250円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について8,150円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について8,980円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について3,300円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について3,260円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の

金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について1万8,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について7,050円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について7,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について7,260円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について2,820円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について3,000円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の

3月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。以下この項（各号を除く。）において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 6, 735円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1, 225円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万7, 960円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万2, 450円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2, 475円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 4, 125円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 6, 600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8, 250円

3 略

3月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。以下この項（各号を除く。）において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5, 445円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9, 075円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万4, 520円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万8, 150円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2, 115円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3, 525円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5, 640円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7, 050円

3 略

議案第105号参考資料

川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行
(定義)			(定義)	
第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。			第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	
(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級 <u>又は3級</u> の障害を有するもの			(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級、 <u>3級又は4級</u> の障害を有するもの	
(2)及び(3) 略			(2)及び(3) 略	
(4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの</u>				
(5)及び(6) 略			(4)及び(5) 略	
(対象者)			(対象者)	
第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者又は規則で定める社会保険各法（ <u>次条</u> 及び第8条において「社会保険各法」という。）に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。 <u>次条において</u> 「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。			第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者又は規則で定める社会保険各法（ <u>第4条</u> 及び第8条において「社会保険各法」という。）に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。 <u>以下</u> 「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。	
(1) 略			(1) 略	

(2) 前号に掲げる者以外の者で次のいずれかに該当するもの

ア 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項又は第30条第1項の規定による介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けて、次に掲げるいずれかの施設又は住居に入所し、又は入居している者

(ア) 略

(イ) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（キにおいて「のぞみの園」という。）

(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する共同生活援助（エ及びカにおいて「共同生活援助」という。）を行う住居

イ～カ 略

キ 本市が、知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、同項第2号に規定する障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護（同法第2条第1項に規定する更生援護をいう。）を行うことを委託している者

ク～セ 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。

(1) 略

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条

(2) 前号に掲げる者以外の者で次のいずれかに該当するもの

ア 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項又は第30条第1項の規定による介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けて、次に掲げるいずれかの施設又は住居に入所し、又は入居している者

(ア) 略

(イ) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下_____「のぞみの園」という。）

(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する共同生活援助（以下_____「共同生活援助」という。）を行う住居

イ～カ 略

キ 本市が、知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、同項_____に規定する障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護（同法第2条第1項に規定する更生援護をいう。）を行うことを委託している者

ク～セ 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。

(1) 略

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条

第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項並びに平成25年改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(3)及び(4) 略

(5) 65歳に達する日後に重度心身障害者となつた者（前条第5号又は第6号に該当する重度心身障害者で、65歳に達する日以前に高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあつたと市長が認めるものを除く。）

(医療費助成金)

第4条 1及び2 略

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる

一部負担金等については、医療費助成金の支給の対象としない。

(1) 第2条第3号に該当する重度心身障害者（同条第1号、第2号、第5号又は第6号に該当する重度心身障害者を除く。）が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等

(2) 第2条第4号に該当する重度心身障害者（同条第1号、第2号、第5号又は第6号に該当する重度心身障害者を除く。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項に規定する指定自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）を受けたときの一部負担金等以外の一部負担金等

第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項並びに平成25年改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(3)及び(4) 略

(5) 65歳に達する日後に重度心身障害者となつた者（前条第4号及び第5号に該当する重度心身障害者で、65歳に達する日以前に高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあつたと市長が認めるものを除く。）

(医療費助成金)

第4条 1及び2 略

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第3号に該当する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等については、医療費助成金の支給の対象としない。

(所得制限等)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、対象者の前年（1月から9月までの間に新たに次条の規定により登録を受ける場合にあつては、前々年）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する額を超えるときは、当該対象者に医療費助成金を支給しない。

2 略

3 第1項_____に規定する所得の範囲及び当該所得の額の計算方法は、規則で定める。

(所得制限等)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当する

_____ときは、当該対象者に医療費助成金を支給しない。

(1) 対象者の前年（1月から9月までの間に新たに次条の規定により登録を受ける場合にあつては、前々年）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する額を超えるとき。

(2) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める4級の障害を有する対象者について、当該年度（4月から7月までの間に新たに次条の規定により登録を受ける場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が課されているとき。

2 略

3 第1項第1号に規定する所得の範囲及び当該所得の額の計算方法は、規則で定める。

議案第106号参考資料

川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行
第1条 川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部改正				
		(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)	(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)	
第3条 商業地域又は近隣商業地域（以下「施行区域」という。）内において、延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者及び建築物の特定用途に供する部分（以下「特定部分」という。） <u>（共同住宅の用途に供する部分を除く。以下同じ。）</u> の延べ面積が1,500平方メートル以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者は、別表第1に定める基準に従い算出した数値（少数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。	第3条 商業地域又は近隣商業地域（以下「施行区域」という。）内において、延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者及び建築物の特定用途に供する部分（以下「特定部分」という。） <u>（共同住宅の用途に供する部分を除く。以下同じ。）</u> の延べ面積が1,500平方メートル以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者は、別表第1に定める基準に従い算出した数値（少数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。			
		(混合用途建築物)	(混合用途建築物)	
第7条 施行区域内において、特定部分及び非特定用途に供する部分（以下 <u>この条及び第10条第3号</u> において「非特定部分」という。） <u>（共同住宅の用途に供する部分を含む。以下この条において同じ。）</u> を有する建築物は、その全部を特定用途に供する建築物とみなして、第3条及び <u>前条</u> （第3条に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に2分の1を乗じて得た面積との合計を、当該建築物の延べ面積とする。	第7条 施行区域内において、特定部分及び非特定用途に供する部分（以下 <u>この条及び第10条第3号</u> において「非特定部分」という。） <u>（共同住宅の用途に供する部分を含む。以下この条において同じ。）</u> を有する建築物は、その全部を特定用途に供する建築物とみなして、第3条及び <u>前条</u> （第3条に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に2分の1を乗じて得た面積との合計を、当該建築物の延べ面積とする。			
		(設置場所の特例)	(設置場所の特例)	

第8条 第3条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長が特にやむを得ないと認めたときは、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該建築物又は当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設置することができる。ただし、車椅子を使用している者のための駐車施設については、この限りでない。

2及び3 略

(自動車の駐車の用に供する部分の規模)

第9条 1 略

2 前項の規定にかかわらず、第3条又は第6条の規定により附置しなければならない駐車施設（倉庫の用途に供する建築物に係るものを除く。以下この項において同じ。）の台数のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数についての自動車の駐車の用に供する部分の規模は、車椅子を使用している者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行5メートル以上としなければならない。

(1) 駐車施設に設ける自動車の駐車の用に供する部分の数が200以下の場合
当該台数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の数

(2) 駐車施設に設ける自動車の駐車の用に供する部分の数が200を超える場合
当該台数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数以上の数

3～6 略

別表第1（第3条関係）

建築物の種類	建築物の規模	駐車施設の規模
共同住宅の用途及び 非特定用途に供する もの	略	
特定用途（共同住宅）	略	

第8条 第3条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長が特にやむを得ないと認めたときは、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該建築物又は当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設置することができる。ただし、車いすを使用している者のための駐車施設については、この限りでない。

2及び3 略

(自動車の駐車の用に供する部分の規模)

第9条 1 略

2 前項の規定にかかわらず、第3条又は第6条の規定により附置しなければならない駐車施設（倉庫の用途に供する建築物に係るものを除く。以下この項において同じ。）の台数のうち少なくとも1台分についての自動車の駐車の用に供する部分の規模は、車いすを使用している者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行5メートル以上としなければならない。

3～6 略

別表第1（第3条関係）

建築物の種類	建築物の規模	駐車施設の規模
非特定用途 に供する もの	略	
特定用途	略	

を除く。) に供する
もの

備考 略

_____に供する
もの

備考 略

第2条 川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部改正

(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

第3条 商業地域又は近隣商業地域（以下「施行区域」という。）内において、延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者及び建築物の特定用途に供する部分（以下「特定部分」という。）（共同住宅の用途に供する部分を除く。次条、第6条及び別表第2を除き、以下同じ。）の延べ面積が1,500平方メートル以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者は、別表第1に定める基準に従い算出した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物の新築又は増築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第4条 施行区域内において、特定部分の延べ面積が2,000平方メートル以上（特定部分が共同住宅の用途に供する場合にあっては、当該特定部分の延べ面積が2,000平方メートル以上かつ戸数が50戸以上）の建築物を新築し、特定部分の延べ面積（特定部分が共同住宅の用途に供する場合にあっては、延べ面積及び戸数。以下この項及び第6条において同じ。）が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物における特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者は、当該建築物における別表第2ア欄に掲げる部分の延べ面積又は戸数をそれぞれ同表イ欄に掲げる面積又は戸数で除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これ

(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

第3条 商業地域又は近隣商業地域（以下「施行区域」という。）内において、延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者及び建築物の特定用途に供する部分（以下「特定部分」という。）（共同住宅の用途に供する部分を除く。_____以下同じ。）の延べ面積が1,500平方メートル以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者は、別表第1に定める基準に従い算出した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物の新築又は増築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第4条 施行区域内において、特定部分の延べ面積が2,000平方メートル以上_____の建築物を新築し、特定部分の延べ面積_____が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物における特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者は、当該建築物における別表第2ア欄に掲げる部分の延べ面積_____をそれぞれ同表イ欄に掲げる面積_____で除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これ

を切り上げるものとする。) の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物を新築し、又は増築しようとする場合にあつては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超える800戸までの部分の戸数に2分の1を、800戸を超える部分の戸数に4分の1をそれぞれ乗じたものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

別表第2 (第4条関係)

ア	イ
百貨店その他の店舗の用途に供する部分～倉庫の用途に供する部分	略
共同住宅の用途に供する部分	100戸
特定部分 (百貨店その他の店舗、事務所、 <u>倉庫</u> 及び共同住宅の用途に供する部分を除く。)	略

備考 略

を切り上げるものとする。) の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

別表第2 (第4条関係)

ア	イ
百貨店その他の店舗の用途に供する部分～倉庫の用途に供する部分	略
特定部分 (百貨店その他の店舗、事務所及び <u>倉庫</u> の用途に供する部分を除く。)	略

備考 略

議案第107号参考資料

川越市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行
別表第2（第3条関係）				
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称
(1)～(45) 略			(1)～(45) 略	
(46) 政令第137条の <u>12第11項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	略		(46) 政令第137条の <u>12第6項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	略
(47) 政令第137条の <u>12第12項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	略		(47) 政令第137条の <u>12第7項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	略
(48)～(51) 略			(48)～(51) 略	

議案第115号参考資料

川越地区消防組合規約の一部を変更する規約新旧対照

改	正	案	現	行
(事務所)			(事務所)	
第4条 組合の事務所は、 <u>川越市御成町1番地1</u> に置く。			第4条 組合の事務所は、 <u>川越市神明町48番地4</u> に置く。	
(経費の支弁方法)			(経費の支弁方法)	
第15条 組合の経費は、次の収入をもつて充てる。			第15条 組合の経費は、次の収入をもつてあてる。	
(1)～(3) 略			(1)～(3) 略	
2 <u>前項第1号の負担金を支弁する年度における組合市町の当該負担金の負担割合は、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める式により算定した額の合計額の割合とする。</u>			2 <u>前項第1号の当該年度における負担金の負担割合は、次のとおりとする。</u>	
3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものに要する組合の経費に係る負担金は、これらが所在し、又は設置される組合市町が負担する。			3 前項の <u>負担金の負担割合</u> にかかわらず、次に掲げるものに要する組合の経費に係る負担金は、これらが所在し、又は設置される組合市町が負担する。	
(1) 消防署又は消防分署（別表において「消防署等」という。）の用地			(1) 消防署又は消防分署_____の用地	
(2)及び(3) 略			(2)及び(3) 略	
別表（第15条関係）				
経 費		算 定 式		
(1) 消防署等の施設等の維持管理に係る経費（組合市町の長が別に協議して定めるものに限る。以下この号において「施設等維持管理費」とい	施設等維持管理費に係る算定年度の決算額の合計額	当該年度において見込まれるそれぞれの組合市町に所在する消防署等の延べ面積		
	×			
		等の延べ面積の合計		

う。)		
(2) 消防署等に所属する職員に係る人件費（組合市町の長が別に協議して定めるものに限る。以下この号において「職員人件費」という。）	$\frac{\text{職員人件費に係る算定年度の決算額の合計額}}{\text{算定年度における職員人件費に係る職員の総数}} \times \frac{\text{当該年度において見込まれるそれぞれの組合市町に所在する消防署等に配置される職員人件費に係る職員数}}{\text{当該年度において見込まれるそれぞれの組合市町に所在する消防署等に配置される職員人件費に係る職員数}}$	
(3) 消防署等に配備される車両に係る経費（組合市町の長が別に協議して定めるものに限る。以下この号において「車両費」という。）	$\frac{\text{車両費に係る算定年度の決算額の合計額}}{\text{算定年度における車両費に係る車両の総数}} \times \frac{\text{当該年度において見込まれるそれぞれの組合市町に所在する消防署等に配備される車両費に係る車両数}}{\text{当該年度において見込まれるそれぞれの組合市町に所在する消防署等に配備される車両費に係る車両数}}$	
(4) 前3号に掲げる経費を除く消防署等に係る経費及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第1号の消防本部に係る経費（以下この号において「その他経費」という。）	$\frac{\text{その他の組合市町の消防費に係る算定年度の基準財政需要額の平均額}}{\text{組合市町の消防費に係る算定年度の基準財政需要額の平均額の合計額}} \times \frac{\text{当該年度において見込まれるそれぞれの組合市町の消防費に係る算定年度の基準財政需要額の平均額}}{\text{当該年度において見込まれる組合市町の消防費に係る算定年度の基準財政需要額の平均額の合計額}}$	

備考

- 1 この表において「算定年度」とは、当該年度の前々年度及びその直前の4箇年度をいう。

2 この表において「基準財政需要額」とは、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条第3号に掲げる基準財政需要額をいう。